

在シドニー日本国総領事館メールマガジン第 197 号（2021 年 4 月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、「たびレジ」に登録されたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 総領事通信ウェブ掲載・総領事館公式 SNS
- 2 山上駐オーストラリア大使のシドニー来訪ほか
- 3 日米豪印首脳テレビ会議
- 4 教科書配付（2021 年度小学校前期用及び中学校通年用）
- 5 新型コロナウイルス関連情報（ワクチン、NSW 州規制緩和、日本入国）
- 6 領事手数料の改定お知らせ（4 月 1 日から）
- 7 在留届と「たびレジ」に関するお願い
- 8 在外選挙人名簿への登録
- 9 母子手帳のダウンロード版への切り替えについて
- 10 「ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版
- 11 治安・安全情報（交通事故発生・対応 Q&A）
- 12 日豪学校間オンライン交流事業（参加校登録受付中）
- 13 インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』
- 14 日本文化関連行事（展覧会、日本映画祭無料上映会・無料配信）
- 15 日本語を使う子どもたちのための日本語教育（保護者・教師向けのウェビナー）
- 16 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集
- 17 ビジネス関連情報：NSW 州ネットゼロ産業・イノベーション助成プログラム
- 18 雑誌「外交」最新 66 号の発売
- 19 休館日のお知らせ（2021 年 4 月及び 5 月）

1 総領事通信ウェブ掲載・総領事館公式 SNS

（1）総領事通信ウェブ掲載

○第 37 回 東日本大震災の被災地に心を寄せる日豪交流（2021 年 3 月 26 日掲載）

3 月 11 日、シドニーで開催された東日本大震災復興支援 10 周年イベントに出席し（約 300 名が参加）、被災者を追悼するとともに、10 年にわたる復興支援と交流の歩みを振り返りました。また同日、シドニーから車で約 3 時間のバサースト市では、姉妹都市である福島県大熊町の被災と復興の 10 年に際して植樹式が行われました。植樹式には田中首席領事が出席し、翌週に私も同市を訪問して謝意をお伝えしました。豪州にいる多くの人たちが

被災地に心を寄せ、震災発生当初に支援を行ったのみならず、今日に至るまで交流を続けてきたことを心強く感じました。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_37newsJ.pdf

○第 36 回 日豪学校間交流：「ともだち 2021」で更なる発展へ（2021 年 3 月 19 日掲載）

昨年来の新型コロナウイルスで、日豪の学校間の相互訪問ができない中、豪州オリンピック委員会（AOC）のイニシアティブと日豪両国政府の全面的な後押しにより、新たな試みとして、東京オリンピックに向けての日豪学校間オンライン交流事業「オーストラリア・オリンピック・コネクト | ともだち 2021」が本年 4 月から 7 月まで実施予定です。日豪計 400 校の参加が見込まれ、現在、参加校登録を受付中です（4 月 19 日まで）。奮ってご応募ください！

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_36newsJ.pdf

○第 35 回 ダーウィンと日本：歴史・ビジネス・安全保障の絆（2021 年 3 月 4 日掲載）

山上信吾新駐オーストラリア大使の北部準州公式訪問に際して、2 月 19 日にダーウィン空爆戦没者追悼式典の他、多くの会談・視察に同行しました。日本とダーウィン、そして北部準州の関係が更に進展していることを実感しました。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_35newsJ.pdf

（山上駐オーストラリア大使は、「南半球便り：ダーウィン公式訪問」で今回の北部準州公式訪問を報告しています）

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100154280.pdf>

（2）総領事館公式 SNS：日本関連行事、新型コロナウイルス最新情報更新中

総領事館の行事や日本関連の行事、日本の文化情報の他、新型コロナウイルスに関する最新情報も発信しています。ご関心がありましたらフォローいただければ幸いです。

（紀谷総領事公式 Twitter）

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

（総領事館公式 Facebook）

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

（総領事館公式 Instagram）

<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

2 山上駐オーストラリア大使のシドニー来訪ほか

3 月 8 日～10 日、山上駐オーストラリア大使がシドニーに来訪しました（2 回目）。オーストラリアン・フィナンシャル・レビュー（AFR）紙主催のビジネス・サミットにパネリストとして参加し、その際、モリソン首相と立ち話をする機会もありました。また、総領事公

邸において、ターンブル前首相御夫妻と夕食を共にしつつ、懇談しました。詳細は、山上大使による「南半球便り（その7）：2回目のシドニー出張」をご参照下さい。

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100163224.pdf>

さらに山上大使は、メルボルン、パースも訪問しました。パースで行った日豪関係に関する基調講演は以下のリンクをご参照ください。

（パース・USAsia センター日本シンポジウムにおける山上大使の講演）

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100166710.pdf>

（南半球便り（その8）：メルボルン訪問）

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100159650.pdf>

（南半球便り（その9）：パース訪問）

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100168714.pdf>

3 日米豪印首脳テレビ会議

3月12日、午後10時30分から約1時間45分間、菅総理大臣は、モリソン・オーストラリア連邦首相、モディ・インド首相、バイデン米国大統領との間でテレビ会議を行いました。今回の会議は、米国の呼びかけにより開催され、会議後、共同声明及びファクトシートが发出されました。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1_000939.html

4 教科書配付（2021年度小学校前期用及び中学校通年用）

2021年度小学校前期用及び中学校通年用教科書を、以下の要領にて配布中です。

【対象者】 昨年9月に申込をされた方（日本国籍保持者）。なお、シドニー日本人国際学校をはじめ、日本語学校・補習校に通学され、学校を通じて教科書を申し込まれた生徒さんにつきましては、学校を通じた一括配付となりますので、各個人でのご来館及び郵送による受け取りの必要はございません。

【配付方法及び期間】 4月7日（水）まで当館にて配付いたします（窓口時間9:30～12:00）。土・日及び4月2日（金・祝）「グッドフライデー」及び4月5日「イースター・マンデー」（月・祝）は休館日となりますのでご注意ください。または、ご希望があれば送料をご負担いただくことで郵送も可能です（4月23日（金）まで受付中）。

【配付場所】 教科書配付室（※エレベーターで12階までお上がり下さい。当館領事部待合室に入らず、その右脇の部屋となります。）

【ご来館時の留意事項】

- ・教科書を持ち帰るための手提げ袋をご持参ください。
- ・ご来館時には必ずマスクを着用願います。
- ・2020年度小学校後期用教科書をまだお受け取りになられていない方は、ご来館時に併せて受け取り可能です。

・追加送付申請、申込をされていない方で配付希望等詳細については、上記の当館ホームページにて確認願います。

【詳細】教科書配付に関する詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

○当館ウェブサイト（2021年度小学校前期用及び中学校通年用教科書の配付について）

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210322murata.pdf>

○当館ウェブサイト（子女教育：教科書申込・配付について）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_children_education.html

5 新型コロナウイルス関連情報（ワクチン、NSW州規制緩和、日本入国）

（1） ワクチン

3月22日（月）から、グループ1Bの方を対象に新型コロナウイルスのワクチン接種を開始すると発表しました。ワクチンの接種の順番を分けるグループは全部で5つあり、接種対象者確認サイトからご自身がどのグループに該当するか確認することができます。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210319au.pdf>

（2） NSW州規制緩和

3月29日（月）からNSW州全体の新型コロナウイルス関連規制の一部を緩和すると発表しました。

公共交通機関を含む場所でのマスク着用は「義務」から「強く推奨」となり、結婚式・葬儀、家庭への来客等の人数制限はなくなりました。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210324nsw.pdf>

（3） 日本入国

3月19日（金）より、「出国前72時間以内の検査証明書」を提出できない方は、検疫法に基づき、航空機への搭乗を拒否され、日本への上陸が認められないこととなりました。また、入国時には誓約書の提出やスマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用等が求められます。詳しくは以下のページをご覧ください。

（検査証明について）

https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/pctestjapanese.html

（水際対策に係る新たな措置について／厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

6 領事手数料の改定お知らせ（4月1日から）

4月1日以降に申請された場合の領事手数料が、以下のとおり改定となりますので、お知らせします。

（1） 旅券関係

- 1 一般旅券(10 年旅券) \$219
 (5 年旅券・12 歳以上) \$151
 (5 年旅券・12 歳未満) \$82

2 記載事項変更 \$82

3 査証欄増補 \$34

4 帰国のための渡航書 \$34

(2) 証明関係

1 在留証明 \$16

2 署名証明 \$23

3 出生、婚姻等証明 \$16

7 在留届と「たびレジ」に関するお願い

外国に 3 か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に在留届を提出することが日本の法律（旅券法）で義務付けられています。

大規模な災害が発生した場合など、当館では、オーストラリアの関係当局に連絡を取って邦人の被害について確認をする一方、在留届を確認して該当地域にお住まいの方に、直接ご連絡を差し上げ安否を確認することがあります。在留届は、このような災害時の安否確認のためにも使用しますので、届出内容に変更（住所や同居家族の変更等）が生じた場合には変更届を、帰国の際には帰国届をご提出いただくようお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、3 か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう「たびレジ」にご登録をお願いいたします。詳細は以下 URL よりご確認ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

8 在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満 18 歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには、在外選挙人名簿への登録が必要ですので、登録を済まされていない方は、最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いいたします。当館にて登録申請をされる場合、3 か月以上継続して当館管轄区域に居住していることを確認する必要がありますが、すでに在留届を提出されている場合は在留届により確認が可能ですので、パスポートを持参の上、ご来館いただければ登録が可能です。

申請後、在外選挙人証を交付するまでに 2 か月程度を要します。選挙日程が決まり、選挙に対する関心が大きくなった時点からでは登録が間に合わない恐れがありますので、今後の国政選挙に備えて、お早めに在外選挙人名簿への登録手続きを行ってください。詳細は以下の URL よりご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

9 母子手帳のダウンロード版への切り替えについて

一般社団法人親子健康手帳普及協会より提供を受け、管轄地域に在留する対象者の方に無償で配付していた母子手帳につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、感染拡大防止及びデジタル化推進の観点から、PDF ダウンロード形式でのご案内に変更することとなりました。

厚生労働省のホームページよりダウンロードが可能（無償）となっておりますので、こちらをご利用ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ghp/page3_000780.html

なお、当館では、過年度版の冊子版の母子手帳の在庫がまだありますので、最新版の母子手帳の様式とは異なることを了承していただける場合は、配付が可能です。

10 「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版

今般、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」の増補版が完成しました。

今回完成した増補版では、既存のマニュアルに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行下でもテロのリスクは軽減しておらず、感染症とテロといった複合的なリスクに適切に対処する必要があることを伝えるための新たなエピソードと解説が加えられています。外務省の海外安全ホームページ内の下記リンク先ページにも掲載されていますので是非ご覧ください。

[参考]

○新エピソード（番外編）(PDF)

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/pdf/another_story.pdf

○「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」（全13話＋番外編）

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html

11 治安・安全情報（交通事故発生・対応 Q&A）

豪州は日本と同じく車両は左側通行であり、道路交通法のルールも類似していることから、運転は比較的容易とされていますが、一方で、「歩行者用信号の青色表示が極端に短い」、「道路幅が狭く、車線数が突然減少するなどの地点が多い」などの特徴から、交通事故に遭いやすい環境でもあります。以下、NSW州における交通事故の発生状況や事故に遭った場合の対応要領について Q&A 方式でまとめましたので、参考にしていただければ幸いです。（※統計は2019年のものです）

Q NSW州ではどれだけの事故が発生しているの

A 13,919 件の人身事故が発生し、17,548 人が負傷、うち 329 件で 353 人が死亡しています。状態別では、四輪車乗車中が 75%を占め、二輪車乗車中が 14%、自転車乗車中が 4%、歩行者 7%となっています。

Q 曜日別、時間帯別の発生特徴はあるの

A 曜日別で大きく差はありませんが、金曜の発生率が若干高く（16%）、日曜の発生率が最も低く（12%）なっています。時間帯別では、午前 6 時から午後 8 時の間の発生率が高く、中でも 16 時から 18 時の間の発生率が最も高くなっています。

Q 四輪車では、どの態様で多く事故が発生しているの

A 人身事故の 80%は以下の態様で発生しています。

- ・脇見等による前方車への追突
- ・交差点での出会い頭衝突
- ・交差点での右折車と直進車との衝突（いわゆる右直事故）
- ・速度超過等による路外逸脱

このため、NSW 州交通局は、以下の 3 点を特に遵守するよう呼びかけています。

- （1）速度制限を守り、体調不良時は運転しない
- （2）車間距離を保持し、早めのブレーキを心がける
- （3）交差点通行時や追い越しの際は特に注意する

Q その他の発生特徴を教えてください

A 知っておくべき特徴として以下が挙げられます。

- ・四輪車乗車中の死者の 13%はシートベルト不装着であり、自転車乗車中の負傷者の 1 割がヘルメット不装着であった。
- ・郊外での事故は州全体の事故の 3 分の 1 を占める一方、死者数は全体の 3 分の 2 を占めた。
- ・歩行者の死者中 64%が 60 歳以上の高齢者であった。
- ・速度超過が死亡事故の主な要因であった。
- ・木～土曜の夜の事故の 5 割以上が飲酒運転に関連した。

Q 事故に遭ったらどうしたらいいの

A 万一、交通事故に遭ってしまったら、気持ちを落ち着けて、次のことを行ってください。

○時間と場所及び相手の車両ナンバー等の確認

NSW 州警察ウェブサイトで公開されている「交通事故処理メモ」を活用してください。

※交通事故処理メモ

https://www.rfs.nsw.gov.au/__data/assets/pdf_file/0007/27358/NSWPF_Car_Crash_Glo

[vebox_card1.pdf](#)

○負傷者の救護

人身事故の場合は、「000」番に通報し、負傷者の救援を優先してください。

○警察への通報

次の場合には警察を呼んでください。

- ・人身事故の場合（負傷者がある場合）
- ・相手方が免許証等を所持していない場合
- ・飲酒運転の疑いがある場合
- ・相手方が逃げようとする場合
- ・相手方が情報の交換に応じようとしない場合

○相手の確認と証拠保全の措置

- ・相手の住所、氏名等は運転免許証等で必ず確認しましょう。
- ・事後の過失の認定や車両の損害程度を明確にするため、可能であれば写真を撮っておきましょう。
- ・後の交渉のため、目撃者がある場合には状況に応じ可能な限り「住所・氏名・電話番号」を聞いておきましょう。

1 2 日豪学校間オンライン交流事業（参加校登録受付中）

豪州オリンピック委員会（AOC）主催により、日豪学校間交流事業「オーストラリア・オリンピック・コネクト・プログラム | ともだち 2021」が実施されます。4月19日まで参加校の登録を受け付けていますので、日豪の学校関係者の皆様におかれましては、奮ってご応募ください。

【承認】国際オリンピック委員会、公益財団法人東京オリンピック競技大会組織委員会

【後援】日本国外務省、日本国文部科学省、駐日オーストラリア大使館

【対象】日本とオーストラリアの学校（10～16歳の生徒）。1校最大4クラスまで申し込み可能（クラス毎に要登録）。学校は年齢または学年に応じ学校のマッチングが行われます。

【日程】

2月22日 登録受付開始

4月19日 登録締め切り

4月1日～4月19日 学校とのマッチング期間

4月19日～7月23日 プログラム実施期間

【詳細及び登録方法】オーストラリアと日本の学校は、下記サイトにて簡単なオンラインフォームに登録することで、参加できます。

<https://www.olympics.com.au/community-and-schools/australian-olympic-connect-2020/>

1 3 インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』

当館のインスタグラムにて、インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』（英語）を配信しています。原則、毎月ゲストを招いて日本やオーストラリアにおける日本文化についてお話を伺い、ライブ配信を行っています。

○3月24日、豪州オリンピック・パラリンピック委員会（AOC）のPeter Gibsonさんをお招きし、「オーストラリア・オリンピック・コネクト | ともだち 2021」事業につきお話を伺いました。

https://www.instagram.com/tv/CMyc9-tlQRY/?utm_source=ig_web_copy_link

○次回は4月14日に、折り紙スペシャリスト、コンテンポラリー・アーティストのファーズみどりさんをお招きしてお話を伺う予定です。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr-en/culture_instalive.html

1 4 日本文化関連行事（展覧会、日本映画祭無料上映会・無料配信）

（1）『Steam Dream: The Japanese Public Bath』

銭湯をテーマにした展覧会『Steam Dream: The Japanese Public Bath』が国際交流基金にて開催されます。銭湯ペンキ絵、写真、イラスト、タイルや風呂桶などの展示を通じて、古来より日本の庶民の生活を支えてきた銭湯の歴史、地域のコミュニティ拠点としての役割、保存の重要性が紹介されます。

【日程】2021年2月12日（金）～5月22日（土）

【会場】国際交流基金（Level 4, Central Park, 28 Broadway, Chippendale NSW 2008）

【料金】無料

【主催】国際交流基金シドニー

<https://jpf.org.au/events/steam-dreams-the-japanese-public-bath/>

※上記ウェブサイトでは展覧会オンラインカタログを閲覧できます。

（2）映画無料配信：『万引き家族』『海街 diary』等

2018年カンヌ映画祭最高賞パルムドールを受賞した『万引き家族』や2015年日本アカデミー賞最優秀作品賞他多くの映画賞を受賞した『海街 diary』等、是枝裕和監督の映画がSBS オンデマンドにて無料配信されています。これらの映画の鑑賞には下記リンクからアクセスし、SBS オンデマンドのアカウントの作成が必要となります。なお、オーストラリア国内のみの配信となります。

・「万引き家族」無料配信期間：～2021年5月31日（月）

<https://www.sbs.com.au/ondemand/video/1741783107648/shoplifters>

・「海街 diary」無料配信期間：～2021年9月30日（水）

<https://www.sbs.com.au/ondemand/video/898914371582/our-little-sister>

1 5 日本語を使う子どもたちのための日本語教育（保護者・教師向けのウェビナー）

（1）JF-UNSW 共催オンラインセミナーシリーズ

国際交流基金では、NSW 大学と共催にて、日本語を使う子どもたちのための日本語教育をテーマに、保護者や教師を対象としたオンラインセミナー（ウェビナー）を実施しています。

○シリーズ第 4 回「子どもたちの自分のことばを育てるための読み聞かせ：「子どもに読む」から「子どもとよむ」へ」

【講師】ダグラス 昌子氏（カリフォルニア州立大学ロングビーチ校名誉教授）

【日時】2021 年 4 月 17 日（土）13：00-15：00

【料金】無料 ※事前申し込み必須

【申し込み】下記のウェブページより 4 月 7 日（水）までに申し込んでください。

<https://jpf.org.au/events/japanese-language-education-seminar-with-unsw-apr-2021/>

※既実施分は VOD にて視聴可能です。

○シリーズ第 3 回「オーストラリアで生きる『日本とつながりのある子どもたち』のことばについて考える」

【講師】三輪聖氏（ドイツ テュービンゲン大学 専任講師）

<https://jpf.org.au/events/japanese-language-education-seminar-with-unsw-feb-2021/>

○シリーズ第 2 回「オーストラリアで『移動する子ども』を考える」（12 月 4 日開催分）

【講師】川上郁雄氏（早稲田大学教授）

<https://jpf.org.au/events/vod-registration-japanese-language-education-seminar-with-unsw-dec-2020/>

○シリーズ第 1 回「オーストラリアで日本語話者を育てることを考える：NSW 州調査の結果より」（10 月 24 日開催分）

【講師】トムソン木下千尋氏（NSW 大学教授）

<https://jpf.org.au/events/vod-registration-japanese-language-education-seminar-with-unsw-oct-2020/>

（2）関連ウェブサイトのご紹介

○Facebook グループ「オーストラリアで日本語を使う子どもを育てる」

上記（1）のセミナー内でトムソン先生が紹介されている Facebook グループです。

<https://www.facebook.com/groups/735510927090013/>

○国際交流基金図書館所蔵の継承語関連図書リスト

<http://bit.ly/jpfsylib-language>

1 6 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集

当館管轄地域にある以下の学校では、日本語教師を募集しています。日本語補習授業校・日本語学校は、当地の日本人の子どもたちの日本語教育に大きく貢献されていますが、新型コロナウイルスの影響で多くの日本人の短期滞在者が帰国し、日本人のオーストラリアへの入国が困難になっている中、日本語教師がなかなか見つからないとのこと。ご関心のある方は、以下の学校のリンクをご参照の上、各学校に直接ご連絡・ご応募ください。

○JCS 日本語学校エッジクリフ校

<https://life.nichigopress.jp/syd/work/?ids=248621>

<https://www.jams.tv/classifieds/jobs/9831>

○JCS 日本語学校シティ校

<https://cityschool.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○JCS 日本語学校ダングラス校

<https://life.nichigopress.jp/syd/work/?ids=205256>

1 7 ビジネス関連情報：NSW 州ネットゼロ産業・イノベーション助成プログラム

NSW 州政府は、クリーン水素プロジェクトを推進するための助成プログラム Net Zero Industry and Innovation Program (NZIIP) を発表しており、今般、本プログラムの下で今後開発される水素ハブにおけるプロジェクト及び水素の需要家の発掘のための関心表明プロセス (ROI) を開始しています。応募期間は 2021 年 4 月 27 日 (火) 17:00 までです。

<https://forms.energysaver.nsw.gov.au/f/new-low-carbon-industry-foundations>

1 8 雑誌「外交」最新 66 号の発売

『外交』最新 66 号が発売されました。4 月 20 日頃までを目処に全文が無料公開されています。今号は、ワクチン供給が焦点になったコロナ対策、海警法と全人代からの中国の動き、深刻さを増すミャンマーのクーデターなど、世界の課題とその分析が掲載されています。

<http://www.gaiko-web.jp/archives/3368>

1 9 休館日のお知らせ (2021 年 4 月及び 5 月)

土日及び以下の日は休館いたします。

○4 月 2 日 (金) グッドフライデー (豪州の休日)

○4 月 5 日 (月) イースターマンデー (豪州の休日)

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax: (61-2) 9252-6600

Web: http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスにお気軽にご連絡ください。

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html